

## レーガン政権下の社会保障年金改革

水田邦雄

(在米日本大使館一等書記官)

### はじめに

「小さな政府」を理念とするレーガン政権のもとにおいて連邦諸政策の大きな方向転換がなされたが、社会保障年金はその例外とされるかに見えた。しかし、相次ぐ政治的勝利の波に乗るレーガン政権は、81年5月、社会保障年金財政の危機克服を掲げて年金給付水準の引下げを内容とする大改革案を発表した。この改革案は、全国の高齢者の激しい反発を呼び、野党民主党も失地回復の初めての足がかりとして抵抗作戦を開戦した。このような攻撃に対し、レーガン大統領は、9月、遂に屈し、改革には超党派であったことを呼びかけ、改革案の事実上の撤回を表明した。この稿においては、かかるレーガン政権下の年金改革論争において何が起り、その背景に何があったのかを記すこととしたい。

### 1. 「社会的安全ネット」

1981年2月に発足したレーガン政権は、当初、選挙公約に即し、社会保障年金制度（正確に言えば、連邦老齢遺族障害保険制度、OASDI）については、これを

国民生活に深く根づき、その安定に不可欠の「社会的安全ネット（Social Safety Net）」として位置付け、その根幹的給付については、厳しい財政状況にもかかわらず維持することを「経済再生計画（Program for Economic Recovery）」の中で明らかとした。<sup>1)</sup> すなわち、「老齢者、失業者、貧困者及び復員軍人の保護を目的として1930年代に制定された所得保障措置（老齢者に対する年金スライド制を含む）たる社会的安全ネットは維持されなければならない」とした。<sup>2)</sup>

経済再生計画をベースとする82年度政府予算追加削減案が3月、レーガン大統領によって発表された。社会保障年金給付については、若干の部分的改正<sup>3)</sup>が提案されたのみであり、公約通り、主要な改正提案は行われなかった。予算規模で見れば、総額1,568億ドルから26億ドルを削減しようとするものであった。しかし、改正案の1つである、最低保障年金給付（minimum benefit）の廃止については、問題視する動きもあり、後日、最大の争点の1つともなったので、若干、その実態等につき触れておくこととしたい。

## 海外の動き

- 注 1) 予算削減の対象から除外されたカテゴリーには、いま 1つがあった。国防予算である。
- 注 2) 「社会的安全ネット」の定義は必ずしも明らかではない。具体的な制度としては、社会保障年金のほか、老人医療保険（メディケア）、基本的な失業保険、児童扶養家庭扶助（A F D C）、補足的所得保障（S S I），及び復員軍人対策が、これに含まれている。
- 注 3) 最低保障年金給付の廃止のほか、主要な改正事項は次のとおり。①学生に関する児童給付の特例（いわゆる学生給付）の廃止、②障害年金の支給要件の厳格化、③障害年金の併給調整の範囲拡大及び④遺族のいない年金受給者に関する死亡一時金（255 ドル）の廃止である。このうち①③④は、8月に改正が成立している。また②は改革案に吸収されている。

## 2 最低保障年金給付

最低保障給付は、1935年の社会保障法制定当初から設けられていた給付であって、老齢年金制度が成熟するまでの間、退職者に対し、一定程度の年金給付を行うことを目的として定められたものである。支給対象者は貧窮者であるとの前提のもとに、給付水準の引上げが、ことに1973年の改正以降は毎年、実施された（表 1 参照）。しかし、1977年の改正に当たって、実施された調査の結果、受給者の相当部分が貧窮者とはいえないことが示されたため、将来は1979年1月現在の水準（月額 122 ドル<sup>注)</sup>に凍結することとされた。今回改革案は、この給付は拠出を伴わない（Unear ned）不当なものであり、かつ廃止の影響も、実態上、小さいと断じ、77年の措置を一步進め、81年7月を期して、制度そのものの廃止（現行受給者についても、過去の記録に基づき再算定する）を提案した

ものである。

廃止の影響評価が議論の焦点となった。予算当局は、1977年にロサンゼルスで実施された実態調査をベースに、現行受給者 300 万人のうち、大きな影響を受けるおそれのある者は 30 万人にすぎないと主張し、仮りに影響が出たとしても、これらは公的扶助によって救われると主張した（表 2 参照）。一方、廃止反対論者は、4 年前に 1 地域で行われた調査結果に頼ることは適当ではなく、また公的扶助と社会保険給付を同一レベルで論じることは不当であると主張し、さらに、公的扶助が増加する結果、予算削減効果には疑問があるとして争ったものである。

注) より正確に言えば、初期年金額（Primary Insurance Amount）の最低保障額が凍結されたものであり、支給開始後は物価スライドが適用される。

## 3 包括的改革案の公表

予算削減、大幅減税に関する議会審議が大統領主導下に進められる中で、レーガン政権は、5月12日、新たな戦線を開いた。すなわち、同日、シェワイカー厚生長官は、社会保障年金の財政危機を恒久的に克服するためとして、13項目にのぼる改革案を発表した（改革案の骨子については、表 3 参照）。

提案の中で、最も大きな影響を及ぼすものは、短期的には早期退職者に対する給付率の引下げ（62歳で退職する者に対する給付率を、現行では 65 歳で退職する場合の 80 %であるものを、55 %に引き下げる。）であり、長期的には、給付水準上昇の

暫定的抑制（賃金にスライドする年金換算方式の調整により、給付水準の上昇を抑制する。この結果、試算によれば、年金の賃金代替率は、現在 41.4%であるものが、38%となる。）である。この2つの改正により、82年1月に62歳で退職する者に対する給付額は、現行制度下では 372.80 ドルであるものが、改正案によれば 246.80 ドル（34%カット）に引き下げられ、87年1月をとてみると、現行 580.70 ドルが 348.30 ドル（40%カット）となることが予測されている（表4参照）。なお、改革案は、年金スライド実施時期の繰下げを除き、いずれも将来の受給者に係るものである。

社会保障年金の抜本的改正の必要性は、つとに指摘されているものであり、5月12日付ニューヨーク・タイムズ紙は、「社会保障に、遂に勇断下る」と題した社説を掲げ、「改革のための眞の機会が到来した」と論評した。しかし、改革案が発表されるや、全国の老人から嵐のような非難の声があげられた。改革案のその後の迂余曲折を記す前に、そのポイントである社会保障年金の財政状況を見ておこう。

注1) 改革案が完全実施されれば、1985年頃以降、社会保障税率を予定より引き下げることができる、との1項目も数えれば14項目となる。

注2) 1977年の改正により、給付算定基礎収入を3段階に区分し、各々に年金換算率（下厚上薄）を設定する方式が採用され、さらに、この区分は賃金にスライドして改定されることとされた。提案は、82年-87年の間、このスライド率を、賃金上昇率の2分の1に抑制しようとするものである。77年方式には誤りがあり、その結果生じた過度の水準上昇を調整することが目的とされる。

#### 4. 年金財政危機

周知のとおり、いわゆる社会保障年金の財政危機には、1980年代の短期的危機と、21世紀前期後半に生ずると予測されている長期的問題がある。前者は、近時のスタグフレーションによってもたらされたものである。すなわち、年金財政方式が既に賦課方式に移行している米国の場合、年年の収支は、直ちに年金支払い能力を左右することになるが、給付を決定する物価上昇率が、拠出を決定する賃金上昇率を上回り、しかも失業率の上昇がこれに加わった結果、まさに深刻な問題が発生するに至ったのである。後者は、人口構造の老齢化、具体的には、戦後のベビー・ブーム世代が支給開始年齢に到達することによってもたらされるものである。両者の実情を、81年7月6日に議会に提出された社会保障信託基金理事会の報告によりつつ概観してみよう。

年金財政体質を判断する物差しにはいくつかがあるが、その1つには、支払準備率（fund ratio）がある。年間の支出総額見込みに対する年初の資産の割合で示されるこの準備率は、およそ 12~14% が最低水準であるとされている。<sup>1)</sup> 社会保障信託基金のうちの老齢遺族保険（OASI）基金の準備率をみると、80年初には 23% であったものが、81年初には 18% に低下しており、さらに何らの措置も取られない場合、82年初には危険ライン（13ないし 14%）に達するものと見込まれている（表5及び図1参照）。「82年秋には、

## 海外の動き

年金の支払い不能の事態が生ずる」との主張は、このような予測に基づいてなされているのである。一方、障害保険（D I）基金及び入院保険（H I）基金の財政状況は、O A S I 基金に比せば多少のゆとりがあり、仮に3基金を結合できるとした場合には、危機の到来は84～85年に遅延され、さらに楽観的な見方に立てば、危機そのものが回避される。（中間的（A）のケースの前提は、「経済再生計画」の経済成長率等と符合している（表6参照）が、その実現は極めて難かしい。）

他方、長期予測によれば、最初の25年（1981～2005年）は1985～90年に予定されている社会保障税率の引上げの効果もあり比較的順調に推移すると見られるものの、次の25年（2006～2030年）にはかなり悪化し、さらに次の25年（2031～2055年）には、深刻な財政危機が生ずるものと見込まれている（表7参照）。

注1) 厚生長官、労働長官及び財務長官によって構成される。なお、社会保障信託基金は、上記の3基金のほか、受給者の拠出によって賄われる補足的診療保険基金によって構成される。

注2) このような支払準備が必要とされるのは、給付は月初に行われるのに対し、拠出は月末に受け取られるため1ヵ月強相当の準備が維持されなければならないからである。なお、入院保険支出はかかる周期性には乏しく、より多くの支払準備が必要とされる。

## 5. 抗議の大合唱

レーガン政権の包括的年金改革案が発表されるや否や、手厳しい抗議が殺到した。野党民主党を率いるオニール下院議長は、

「改革案に対し、寸土も譲らず戦い抜く」と語り、コーベン元厚生長官、ボール元社会保障庁長官の率いる「社会保障を救う会（S O S, Save Our Security）—A F L —C I O, U A W等の労働組合、A A R P I N R T A, N C S C 等の老人団体など100余の団体の連合組織）も緊急会合を開き、大規模なロビー活動を行うことを決定した。改革案に対する反対を示す世論調査結果も相次いで発表された。

反対陣営は、まず、今回改革案は「公約違反」であり、また、わずか半年後に早期退職を予定している高齢者の人生設計を狂わせる「性急」に過ぎるものであると非難した。（早期退職者の割合については表8参照。）さらに、年金財政の危機を克服するのに必要とされる財政効果以上の給付切下げを行おうとする「過大」なものであると主張した。75年間の長期予測についてみると、財政健全化のために、社会保障税率換算で13～15%が必要とされるのに対し、改革案の財政効果は、税率換算で2.9%にのぼること（表3参照）に基づく所論である。政権側は、これに対し、財政の健全性を確保するためには余裕が必要とされるし、また過大な剩余が生ずれば、予定以上に社会保障税率の軽減にあてると反論した。しかし、反対陣営は、レーガン政権の真のねらいは、連邦財政の均衡にあり、その実現を図るために、年金改革の名を借りて、年金基金に巨額の<sup>注3)</sup>剩余金を築こうとすることにあるのではないかとの疑惑を投じかけ、大方の見方もこれに同調した。

このような動きを受けて、5月20日に

は与党共和党が多数を占める上院において、満場一致で、「早期退職者を不当に扱う」こと及び「健全な財政運営」を実現するに要される以上の給付引下げを行うことには反対するとの決議が採択されるに至った。これに対し、レーガン大統領は、翌21日議会指導者に書簡を発し、年金財政健全化の必要性を再び訴えるとともに、改革案の内容について「政権はいずれの解決策にも拘泥するものではない」とし、妥協の用意があることを示した。

注) 信託基金は、我が国の特別会計に相当する。年金信託基金は、些細な例外はあるが、一般財源の繰入れは行われていない。したがって、給付削減が行われても一般財源の助けにはならない。しかし、国民所得上の「政府部門」としてみれば、政府の民間からの借入れの軽減とはなる。なお、米国において予算削減という場合には、かかる信託基金分も含めるのが通例である。

## 6. 政権側、代替案を拒否

公聴会等を通じ、財政危機の評価、代替案の検討が行われた。社会保障を救う会は、82年半ばに財政危機が到来することは認めつつ、社会保障信託基金間の貸借と一般財源の限定的な繰入れにより、危機は回避できるとした。しかし、政権側は、前者は、単なる一時しのぎに過ぎず、他の基金の財政運営を徒らに乱すのみであるとし、後者については増税を行わない限り不可能と断じた。長期的問題について、救う会は、21世紀には老齢者は急増するものの、同時に児童数も減少し、家計は新たな負担増に耐え得るとの考え方を示した。社会保障税率の引上げを示唆するものであろう。これに

対し政権側は、1977年の社会保障法の改正によって組み込まれた税率引上げさえ大幅なものであり、これに加え、さらに大幅な追加課税を行うことは、家計に過重な負担を強いるものであり、また77年方式は有効でないことは既に明らかであるとして排した。（完全年金支給開始年齢の65歳から68歳への繰下げについては、議会内に賛成者は多かったが、大統領が改革案に含めなかつたためか、主要な論点にはなっていない。）

妥協点は見出せず、改革案の前途は、極めて険しいものとなった。

## 7. 82年度予算規模決定、年金改革積残し

前にも述べたとおり、民主党は、当初最低保障年金給付の廃止やむなしとの立場をとっており、その廃止条項を含む「予算関係法一括調整法（Omnibus Budget Reconciliation Act of 1981）」<sup>注)</sup> 下院案が6月には採択されている。しかし、レーガン年金政策に対する批判が高まるなかで、方針を変更し、一転現行受給者については、その存続を図ることとした。また共和党の一部にも、これに同調する動きがみられた。7月21日おりしも議事堂前において数千人の高齢者が抗議集会を開いているとき、下院は、この存続を405対13の圧倒的多数で決議した。しかし、この決議には拘束力はなく、7月31日には廃止条項を含む一括調整法案に関する両院協議会報告が上下院において採択された（社会保障年金については、当初提案分のみが含

## 海外の動き

まれている）。同 31 日、下院は直ちに、同条項の撤回（現行及び将来の受給者双方を含む）を内容とする法案を採択し、上院に送付した。

政界は 8 月の夏季休暇に入り、事態の進展は秋以降に持ち越された。

注) 法律に根拠を有する諸制度の支出が予算水準に適合するよう、予算に関係する法律を一括して調整する法律である。例えば、最低保障廃止条項たる同法第 2201 条は、社会保障法第 215 条等の改正を規定する。

## 8. 政権、年金改革案を断念

9 月に入り年金改革論議が再開されたが、政界の情勢は一変していた。争点は、ほぼ最低保障年金給付の存廃及び物価スライド実施時期の 3 カ月繰下げの 2 点に収斂しつつあった。

他方、予算削減、減税が所期のとおり実現したにもかかわらず経済の好転が見られず、財政収支不足額の膨張が予測されるなかで、レーガン政権は、84 年度に財政均衡を実現するとの当初目標を達成することを目指し、大幅な第 2 次予算削減案の作成に着手した。この作業における焦点の 1 つは、スライド実施時期の繰下げを含めるか否かであった。ペイカー上院議員他議会共和党指導者は、大統領に対し、予算の追加削減が議会で承認される望みは薄く、ことに削減項目中、スライド実施時期繰下げは最も弱いポイントであると警告した。

9 月 24 日、大統領は TV 演説を行い、予算追加削減案を明らかにした。社会保障年金は対象から除外されていた。予算問題

に併せ、大統領は特に年金問題をとり上げ、改革案に対する批判は誤解に基づくものであると述べ、改革案の弁護は行ったもののこの案に固執することはせず、超党派で問題解決にあたるべきであると呼びかけた。大統領はさらに、最低保障年金給付の復活、社会保障信託基金間の貸借の承認を提案するとともに、基金間貸借によって生じる猶予期間内に、恒久対策の策定のため、超党派の作業委員会の設置を呼びかけた。この TV 演説は、5 月以来の年金改革をめぐる論争、改革に休止符を打つものであった。

ニューヨーク・タイムズ紙は、10 月 31 日付の社説で次のように論評した。「プロポジション 13 とレーガンの時代に、国民のさらなる負担増をもたらす社会保障税の引上げは、ほぼあり得ないことだろう。とすれば、年金財政の長期的問題を解決し得る措置は、いずれも給付の切下げに係るものである。いわく支給開始年齢の引上げ、給付の賃金スライドへの転換、年金給付に対する課税等々。大統領は自分流の給付切下げ案を発表した。しかし、議会は老人票を失なうことを恐れ、提案を無視した。大統領はこの問題を委員会の手に委ねた。しかし、過去に同様の委員会があったことを考えると、何程の期待が持てようか。いずれにせよ議会は 1983 年には再びこの問題に直面することになる。今回の一件から少なくとも 2 つの教訓は得ることができる。1 つは、年金改革には超党派であたり政争の具としてはならないこと、もう 1 つは、年金改革を国の財政対策と混同してはならず、年金財政の長期的健全性の確保という

観点からとらえるべきであること。」

## 9. 年金改革論争の後始末

最後に9月24日の提案のその後をたどっておくこととしたい。

12月1日 ホワイトハウス老年会議

(White House Conference on Aging) の席上、レーガン大統領、初めて5月提案の撤回を明言。

12月15日 社会保障法改正法案につき両院協議会での合意成立。主たる内容は次のとおり。①社会保障信託基金間貸借を認める。②現行受給者について最低保障年金給付を復活させる。③疾病給を最初の6月間においても、社会保障税の課税対象とする。

12月17日 レーガン大統領、超党派の作業委員会委員指名が完了した旨発表。（提案では、オニール下院議長、

ペイカー上院院内総務、大統領が各5人を指名することとされていた。

12月29日 レーガン大統領、社会保障法改正法案に署名。

表1 最低保障年金給付額の推移  
(単位 月額ドル)

実施年月	給付額	参考 全受給者平均額 (退職者本人)
1935年	10.00	
52年4月	20.00	
52年9月	25.00	
54年9月	30.00	56.50
59年1月	33.00	68.70
74年6月	93.80	183.10
75年6月	101.40	201.60
76年6月	107.90	218.80
77年6月	114.30	236.80
78年6月	121.80	263.91 *
79年1月	122.00	294.27 *
	(凍結)	

資料 Social Security Bulletin.  
Statistical Supplement 及び  
\*については、同81年12月版

表2 最低保障年金給付受給者の内訳概要

区分	推定数 (1,000人)	参考
1. 他に十分な収入源のある者	800	
① 連邦職員年金受給者	450	該当者の平均年金額は、年16,000ドル
② 配偶者か①の者	50	配偶者の平均年金額は、年18,500ドル
③ 配偶者に勤労収入がある者	300	配偶者の平均収入額は、年21,100ドル
2. 支給額に変更のない者	1,200	
① 名目上の受給者	1,000	配偶者としての年金の方がない場合でも、 名目上はミニマム受給者とされる。
② 受給額が最低保障額と同等の者	200	
3. 公的扶助(SSI)併給者	500	併給調整額の変更があるのみで、実態には 影響なし。
4. ①の子で学生給付を受ける者	200	
（小計）	2,700	
○ 実態不明者	300	
（合計）	3,000	

資料：81年7月18日付OMB. FACT SHEET

## 海外の動き

表3 改正事項一覧

事 項	財政効果	
	短 期 82~86年度 (10億ドル)	長 期 75年間 (%, 税率換算)
1. 給付算定基礎収入算定期の繰下げ (62歳→65歳)	1.3 ( 1.4 )	0.39
2. 早期退職者に対する給付率引下げ (62歳80%→55%)	17.6 ( 20.3 )	0.13
3. 社会保障非適用者に係る偶発的給付の調整	0.6 ( 0.6 )	0.10
4. 障害認定要件を医学的条件のみに限定	7.7 ( 9.0 )	0.06
5. 障害年金待期期間1カ月延長 (5カ月→6カ月)	1.4 ( 1.5 )	0.03
6. 障害予測継続期間12カ月延長 (12カ月→24カ月)	2.8 ( 3.4 )	0.07
7. 障害年金受給要件たる資格期間の延長 (40四半期中20四半期→30四半期)	10.0 ( 11.5 )	0.21
8. 早期退職に係る児童給付の廃止	1.9 ( 2.0 )	0.02
9. 障害年金家族上限制の老齢、遺族年金への導入	2.9 ( 3.3 )	0.10
10. 年金換算方式の暫定的 (82~87年)調整	4.2 ( 4.7 )	1.30
11. 物価スライド実施時期の3カ月繰下げ (6月→9月)等	6.3 ( 7.8 )	0.14
12. 社会保障税課税対象の拡大 (疾病給につき最初の6月分についても課税)	2.6 ( 2.6 )	0.02
13. 在職老齢年金制度の段階的廃止	△6.5 ( △7.4 )	△0.14
( 計 )	46.4 ( 75.0 )	2.86

資料：81年5月12日付HHS. FACT SHEET.

注1) :財政効果、短期中 ( ) 内は、経済条件が最悪のケース、( ) 外は予算ベースの予測である。

注2) :財政の長期的健全化を図るために必要とされる収入増は税率換算で1.32~1.5%である。

表4 年金支給額の比較試算 (平均的ケース)

(単位 月額ドル)		
区 分	現 行	改正案
82年1月退職	62歳の場合	372.80
	65歳の場合	535.40 (変化なし)
87年1月退職	62歳の場合	580.70
	65歳の場合	719.00

資料：81年5月12日付 HHS, FACT SHEET

注1) 改正事項一覧中、1, 2 及び10の影響を見込んだ。

2) 平均的ケースにおいては、1956年以降勤続している者であって、毎年、平均収入を得ているものを前提とした。なお将来の収入の伸びについては1980年信託基金報告の中間ケースによる。

表5 社会保障信託基金支払準備率の推移

前 提	1980	1981	1982	1983	1984	1985
OASI :						
樂 観 的			14	6	△ 1	△ 8
中間的(A)				5	△ 4	△ 13
中間的(B)	23	18	13	4	△ 5	△ 16
悲 観 的				4	△ 9	△ 22
最悪ケース				2	△ 13	△ 29
OASDHI :						
樂 観 的				20	19	19
中間的(A)				18	15	13
中間的(B)	29	23	21	18	14	8
悲 観 的				17	9	1
最悪ケース				20	15	5 △ 5

資料：1981 Reports of the Social Boards of Trustees.

表 6 将来予測の主要前提

Percent Increase over Previous  
Year in Average Annual --

Calender Year	Real GNP <sup>1/</sup>	Wages in Covered Employment	Consumer Price Index	Inpatient Hospital Costs <sup>2/</sup>	Annual Unemployment Rate	Total Fertility Rate <sup>3/</sup>
<b>Optimistic Assumptions</b>						
1981	1.7%	10.6%	10.7%	15.6%	7.7%	1.9%
1985	4.4	6.8	4.1	11.4	5.7	2.0
1995	3.2	4.5	2.0	6.8	4.5	2.1
2005 & later	3.5	4.5	2.0	6.3	4.0	2.4
<b>Intermediate-A Assumptions</b>						
1981	1.1	10.2	11.1	15.6	7.8	1.9
1985	4.2	7.1	4.7	12.9	5.9	1.9
1995	2.8	5.0	3.0	9.1	5.0	2.0
2005 & later	3.1	5.0	3.0	8.4	5.0	2.1
<b>Intermediate-B Assumptions</b>						
1981	1.1	10.2	11.1	15.6	7.8	1.9
1985	2.9	8.1	7.4	14.4	6.8	1.9
1995	2.4	5.5	4.0	10.0	5.4	2.0
2005 & later	2.7	5.5	4.0	9.3	5.0	2.1
<b>Pessimistic Assumptions</b>						
1981	0.7	11.5	12.6	15.6	7.9	1.8
1985	3.0	10.1	9.7	18.8	7.4	1.8
1995	2.3	6.4	5.4	12.9	6.0	1.8
2005 & later	2.2	6.0	5.0	11.9	6.0	1.7
<b>"Worst-Case" Assumptions (1981-86 Only)</b>						
1981	-0.1	10.6	12.8	15.6	8.3	1.8
1985	4.4	10.4	9.7	15.6	8.0	1.8

<sup>1/</sup> Gross National Product (the total output of goods and services) expressed in constant dollars. The percentage increase in real GNP is assumed to change after the year 2005. The values for the year 2055 are 3.4, 2.5, 2.1, and 0.9 percent for the optimistic, intermediate A, intermediate B, and pessimistic assumptions, respectively.

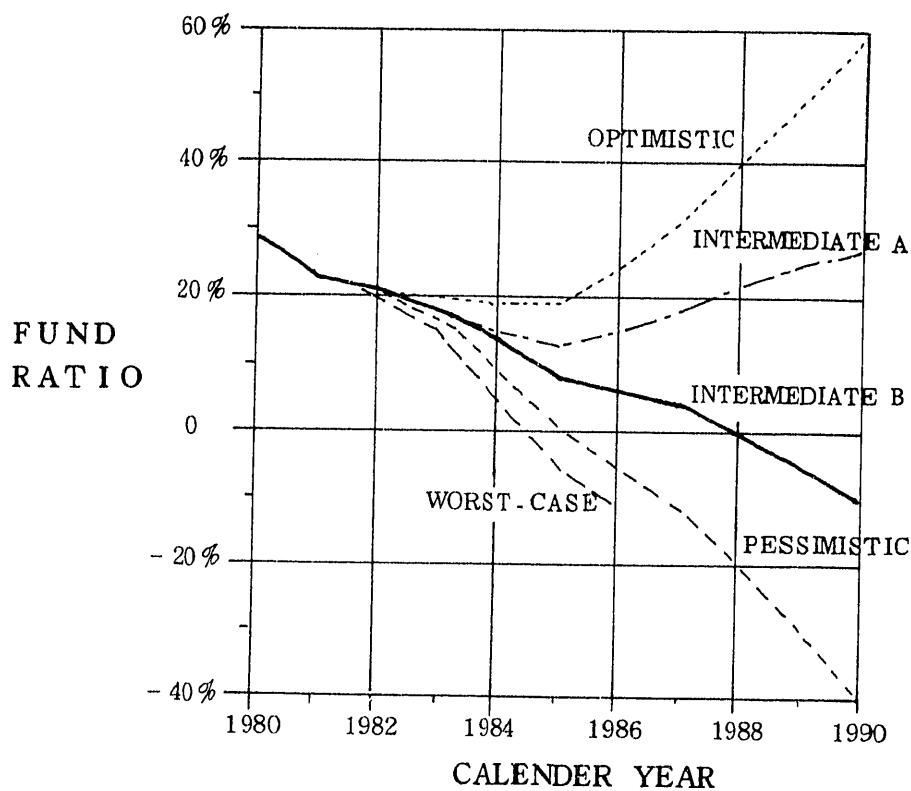
<sup>2/</sup> Includes hospital costs for all patients, not just those covered under HI. Figures shown for "2005 & later" are for 2005.

<sup>3/</sup> The number of children who would be born to a woman in her lifetime if she were to experience the age-specific birth rates assumed and were to survive the entire child-bearing period.

資料：表5に同じ

海外の動き

図 1 OASDHI 財政の将来予測



資料：表 5 に同じ

表 7 社会保障信託基金收支差長期予測

(単位 社会保障税率, %)

前 提	1981 ~2005	2006 ~2030	2031 ~2055	75年 平均
OASDI :				
樂 観 的	1.95	1.33	0.48	1.25
中間的(A)	1.27	△ 0.67	△ 3.39	△ 0.93
中間的(B)	0.43	△ 1.47	△ 4.41	△ 1.82
悲 観 的	△ 0.61	△ 5.10	△ 13.03	△ 6.25
H I :				
樂 観 的	△ 0.42			
中間的(A)	△ 1.18			
中間的(B)	△ 1.44			
悲 観 的	△ 2.80			

資料：表 5 に同じ

表 8 年齢別新規受給者数(1977年)

年 齢	受給者数	割 合
62才	523 千人	3.3%
63才	222	1.4
64才	125	8
(早期退職計)	(870)	(5.5)
65才	590	3.7
65才超	134	8
(65才以上計)	(724)	(4.5)
総 計	1,594	100

資料：Social Security Bulletin,  
Statistical Supplement.  
1977-79

注) 65才受給者には、障害年金からの転換者数を含む。